令和８年第５回今金町議会臨時会　第１号

令和８年７月３０日（木）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　議案第１号　町長及び副町長の給料月額の減額支給に関する条例制定について
４　議案第２号　令和８年度今金町一般会計補正予算（第３号）について

○出席議員（１２名）

議長１２番	芳賀芳夫君	副議長１１番	日置紳一君
１番	苅屋泰裕君	２番	岸　雅子君
３番	矢内義則君	４番	上村　忠君
５番	内ヶ島祐一君	６番	岸　徹也君
７番	村上忠弘君	８番	川上絹子君
９番	向井孝一君	１０番	村瀬　廣君

○欠席議員（０名）

○出席説明員

町長	中島光弘君
副町長	森　朋彦君
総務財政課長	山田　薫君
総務財政課長補佐	竹内佳生君
まちづくり推進課長	田中　崇君
まちづくり推進課長補佐	佐藤直樹君
農林振興課長	白山　晋君
農林振興課長補佐	松浦秀明君
農林振興課長補佐	大口陽平君

○出席事務局職員

議会事務局長	鈴木正之君
議会事務局主事	海津侑也君

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和８年第５回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、内ヶ島君、岸徹也君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、会期は本日の１日間と決定いたしました。

◎日程第３　議案第１号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 3、議案第１号を議題といたします。

町長及び副町長の給料月額の減額支給に関する条例制定について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　おはようございます。それでは議案第１号町長及び副町長の給料月額の減額支給に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。

多面的機能直接支払交付金事業において、不適正な事務執行により、町民の皆様に対し多大な御迷惑と行政機関の信頼を大きく損ねたことから、管理責任者として自らを律するため、令和８年８月１日から同年８月 31 日までの期間の給料月額から町長は 10%、副町長は 5%を乗じて得た額を減額して支給するため、本条例を制定しようとするものであります。

本交付金事業に関わりましては、既に設立済みの今金町資源保全組合のエリアの外において新たな活動組織を設立し、令和８年度から事業を開始する予定として取り進めていたものが、事務執行の不備により、開始年度を１年先延ばしし、令和９年度からの開始とせざるを得なくなったことが本年３月 26 日に判明し、その詳細について

は、4 月 24 日の全員協議会で御説明申し上げたところであります。

本議案はこの事案に対処するものであり、先般 7 月 23 日の総務産業常任委員会所管事務調査で報告したところでもありますが、現在、19 経営体の参画農地面積では田約 208 ヘクタール、畑約 342 ヘクタールの合計約 550 ヘクタール程度が見込まれており、この後最終調整を経て、対象エリアの確定及び新たな活動組織の設立に一定程度のめどがついたことからこのたびの提案の運びとした次第でございます。

改めまして関係農業者の皆様に対しまして、当初予定とは異なる事態を強いることになり、御迷惑をおかけいたしましたことに対し、お詫びを申し上げますとともに、一方で、令和 9 年度からの事業開始に向けた再度の意向取りまとめ等に対しましては、積極的に御協力頂きましたことに深く感謝を申し上げるところでもございます。以上、提案理由を申し上げました。御審議頂き、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　今回のこの減給条例に関してでありますが、全員協議会の場でもですね、この話を伺いまして、聞いたことと重なる部分があるかもしれませんが、今回の多面的の事業で、不適正な事務執行ということがあったということでありますが、今回の条例の案の前回の条例の案もですね、似たような事案の中で条例の改正みたいな部分があったというふうに認識していますが、もちろんですね、これは理事者としての責任のとり方の１つというふうな考え方を理解いたすんでありますが、やはり重要なのはですね、再発防止の部分とやっぱり住民の方への説明という部分だというふうに私は思っております。その中でですね、まず、再発防止に関しては、どのような考え方を持っていらっしゃるのかと、住民の方々への周知という部分にはどのような考え方を持っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　まず、再発防止の部分でございます。これは 4 月の全員協議会で、この事案の詳細についてお伝えをしたところ、大変議員の皆様からも厳しい御指摘を頂きました。特に、同様の事案がここ１年重なっていたということもありまして、やはりこの内部の事務執行体制はどうなってるんだろうかということの疑義といいましょうか、疑問点なんかも頂いたというふうに思っております。引き続き、こういった件については、それこそ不断の努力といいましょうか、日常的な、職員が仕事に関わっていくときの関わり方であったりですとか、それから周辺の職員との情報の共有であったり、あるいは進捗度合いの共有であったりということが当然必要になってくるわけであります。いわゆるその内部統制といいましょうか、そういったことをしっかりと行うということに尽きるのかなというふうに思っております。

今回、改めましてこのことが起きてから、私のほうでも町長からの指示も頂きながら、少しきめ細やかに職員との対話の場を持たせていただきました。各課、あるいは、

各グループごとにですね、ミーティングの時間をとっていただきまして、今回あった事案、それから最近起きている事案の少し具体的なところのお話もさせていただきながら、この後、職場のほうでどう対応していったらいいのかというようなことを一緒に考える機会を持たせていただきました。回数で言いますと 14 回ほどになったかというふうに思いますが、それぞれ 1 時間から 1 時間半程度の間の懇談ということで、改めて、各部署で同じようなことが起きないようにということでの、重ねてのですね、注意喚起とそれに向けての努力を惜しまないようにということでお伝えをさせていただいたという経過を踏まえながら、行ってきた経過があります。もちろん、このことで全て済むということではありません。啓発についてはですね、引き続き行っていかなければいけないというふうに思いますし、定例の３役課長会議なんかでも、都度都度ですね、特に重要な事務の執行については、役場全体での確認行為、所管の課だけではなくて、役場全体での確認行為にもつながるような取組なんかも少し広げていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、今回の件についての住民周知ということでありますけれども、令和 7 年からの取組に当たって、一度取りまとめをした経過がありますので、そのときに要望を頂いていた農業者の皆さん、それから、それ以外に、隣接をしながらですね、そのエリアの中で農業を営んでいる皆さんについては、5 月、6 月ぐらいのうちに、全て連絡をとらせていただいて改めての要望の聞き取りをしたということであります。加えて、今回の件についての顛末といいましょうか、そういったこともお伝えをしつつ、おわびをしつつということかなというふうに思っておりますが、担当課のほうでそういう取組をしながら、改めて令和 9 年度からの事業開始に向けてということの要望もさせていただいたということです。その結果が、先ほど申し上げましたし、先般の所管事務調査でも担当課のほうから報告ありましたけれども、19 経営体が現在、希望を頂いてるということであります。今少し中のですね、調整が必要なところがありますので、そこについては、引き続き、また担当課のほうで調整をしながらですね、エリア、対象農地の確定と、それから、参画を頂ける農業者の皆さんの確定をしつつ、昨年度、残念ながら事務の不備が見つかったところについても遺漏なく行うことができるように、注意をしながら、これから進めていきたいというふうに思っております。

今回、この件で大きくですね、多分、興味関心があるのは 1 つに、いわゆる災害といいましょうか、そういったことで、農地や施設のほうに被害があったときの、そこについてのいわゆる交付金の活用が今回できるということの制度設計しておりますので、そういったところへの影響を懸念される方もいるのかなというふうに思っておりますけれども、これは 4 月の全員協議会のときにも申し上げましたけれども、参画をしていただける農家の皆さん、それから農地等々が確定をすれば、令和 8 年度から実施をしたものとみなしながらですね、その後で対応していきたいと。いわゆる、自己負担の比率が、参画をしてる農家の皆さんと同様になるようにということの方針を持っているということをお伝えをしておりますので、そういったことについても、引

き続き相談があればですね、そういった事案が起きて、相談があれば、対応していきたいということもつけ加えながら、これからまた周知に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　再発防止という観点でいくと前回も理事者側の反省を込めてですね、減額という対応したということでありますが、類似の事案として、また今回も発生したということで全員協議会の場ではですね、人為的な改善方法と、機械的なシステムによる改善方法があるんではないかというふうに発言をさせていただきました。そういうこともですね、視野に入れながら 14 回ですか、今まで会議をされてきたということもありますので、その辺の進捗状況を１点聞きたいのと、先ほど周知の件に関しては、事案の説明ということは今までなされておりますが、やはり大事なところといいますと、次にこういうことが起きないようにこういう対応をしますという周知も、これ必要だと思いますが、その辺のお考えを再度伺いたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　やはり１番必要なのは今担っている事務が着実に行われているかどうかというところだというふうに思っています。それのチェック体制はやはり、特定の人間に任せっきりということが１番の原因ではないかなと思うんで、そこのところの情報共有といいましょうか、チェック体制といいましょうか、そこのところはぜひ管理職を中心に行っていただくということかなというふうに思っています。やはりいろんな経験年数に応じて、やはり気づきだとか、そういったこともいろんな知見、ノウハウが蓄えられているかいないかも含めてですけども、そういったことによっては変わってくるというふうに思うんですね。ですので、今、直接担当してる、あるいは担当の部署に所属をしてる以外の人間も、私たち人事異動がありますから、職員のほうは。他部署に移っても、以前自分がいた部署でのいろんな課題感だったり、スケジュール感、そういったものも含めて、共有ができるようにということのまず事務的なところは、そういうようなことで改めてお願いをいたしました。今もう担当外れたからそこは知らないよという、要はその少し遠慮する部分もあるわけですね。越権行為みたいな感じも持たれたりとかすることもありますので、でも、役場とすれば、やはり行政機関として１つですから、町民の皆さんに真摯に向き合っていくという意味では、部署が異なっても、やはり行政職員、役場職員の１人として、そういった気の使い方といいましょうか、配慮といいましょうか、そういったことも必要だということも含めてですね、お話をさせていただいたという経過であります。

　それからちょっとシステム的なところの話ですと、これなかなかちょっと難しいところがありまして、人的なミスを機械的に何かこう発見できるというようなことが、今 AI ですとか、いろんなこともありますので、将来的には、そういったような活用なんかもひょっとしたらできるのかなという気はしておりますが、今なかなか直前でそういった役場で担ってる事務もいろんな多岐にわたっておりますので、それを全て網羅できるような、そういったところの情報というのは持ち合わせておりませんけれ

ども、いずれ、そういうようなものも多分開発がされてくるとすれば、そういうことの導入なんかもですね、持っていかなければいけないかなというふうに思っておりますので、まず、職員としての関わり方ということで、考え方をですね、少しこう、ある意味システマチックに考えていかなければいけないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから住民周知の場面ですが、それぞれのケースに応じて、やはり関係の皆さんには丁寧にというふうなことを原則にしながら、進めていくべきことなんだろうなというふうに思いますので、そこは事案の内容にもよるのでしょうけれども、少し具体的なところも含めてですね、理解を頂けるような、それから、それに対する対処方針も町としてこういうことを思ってますということも踏まえながらですね、機会を見て情報を周知していくということなのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。

岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　質疑に入る前にですね、このたびの熊本地震によってお亡くなりになられた方々に、心からのお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。1 日でも早い復旧、復興をお祈り申し上げたいと思っております。

議案第１号について１点、多少重複する部分もあるかもしれませんが、確認をしたいと思います。この本条例の多面的機能支払交付金事業における不適正な事務執行において、町長及び副町長が管理責任として自らを律するため、給料を減額する内容となっております。私はこれまでこの事案は単なる個人の事務処理ミスということではなくて、組織全体の管理監督体制、また、内部チェック機能の課題としてとらえておりました。また、再発防止が最も重要であると申し上げておりました。

今回の減給措置というものは、理事者としての責任を明確にするための処分と理解はしております。理解をしておりますが、この条例は、再発防止策も含めた一連の対応を踏まえて、本件に対する理事者としての責任を一区切りとする趣旨で提案されたものと理解してよろしいのかということです。要は、一旦、この多面的な部分に関しては、しっかりと職員に対しても再発防止の対応も含めて行っているんだというところの先ほど説明もあったわけですから、多面的の部分においての、この処分においては、これで一旦一区切りだと、そういう趣旨というところの確認をとりたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　提案理由でも申し上げておりますが、多面的交付金事業について、エリアの、それから、参画の頂ける経営体、農業者の皆様も、ほぼ一定程度めどがつきましたということも１つの区切りでありますし、それから、今までの内部統制、内部チェックについてもいろいろ御指摘を頂いておりますので、そのことについて職員ともミーティングなんかを通じながら、まずは、今回の件については、共有が

できたということの判断の中での今回の提案ということであります。しかしながら、先ほど来申し上げておりますけれども、こういった、同様のですね、事務ミスに関わって、町民の皆さん、あるいは、関係の皆さんに御不便や御迷惑を、あるいは、不利益を被るというようなことがあってはいけませんので、このことについては、このことを教訓にしながら、今後についても、同様によく注意をしていかなければいけない事案だということであります。そういう意味では、この後もいわゆる再発防止的なことについては、継続をして取り組んでいかなければいけないということでありますが、今回のいわゆるこの条例の提案については、多面的機能についての、まずは一区切りということで、これは管理責任を持ってる私たち 2 人のですね、1 つのけじめとして今回提案をさせていただいたということでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

向井君。

○９番（向井孝一君）　今、同僚議員から発言あったように、やはり農林振興課の中で、2 つの事案が、職員のミスということで、経過説明があったんですけども、やはりその根源にあるのは何かっていうのは、やはり人事交流がないっていう、職員の中に。やはり 1 人の人間に任せっきりでやってきたってのは、こればっかりじゃなくて、この次に出る問題もそのとおりだし、やっぱりチェックっていう部分は、複数の人間がやはり 1 つの課題に対して対応するということをやっていかないと、いつまでたってもね、1 人に任せて、それで済ませてると、こういうことの積み重ねになってしまう。

それで、やはり、再発防止のためには、口頭で副町長がいろんなことを言われたけども、具体的に文章でね、こういうときにはこうするっていうことが、私は欲しいなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今言われた人事交流というのは、いわゆる人事異動ではなくて、職場内のいろんな情報の共有だとか、そういうとらえでいいですか。そういうことであれば、まさしく今おっしゃっていただいたとおりなんです。そのことを 14 回のミーティングでですね、訴えさせていただいたということであります。これは何も今に始まったことじゃなくて本来であれば、以前からずっとやられるべきことでありますし、町長も常々言ってるのはやっぱりチームで仕事を当たってくれということでありますから、そこで複数の職員がしっかり関わって、向き合っていくということの原点に、いま 1 度戻りましょうねということでありますので、これはこの件だけではなくて、ほかの部署も含めながら、今後、事務を進めていく中で、忘れてはならないということだということの確認行為をさせていただいたということであります。

それから今書面に落としてということでありますが、仕事それぞれには、やはり進め方があるわけでありますので、基本私たちの仕事は、法律なり条例なり規則なりというものに基づいて行いますけれども、ひょっとすれば、そういうことに文書であらわれていないところに気遣いをしなければいけないということもあるのかもしれません。であれば、自分たちが今行ってる仕事をいかにマニュアル化していくかという

ことが必要かなというふうに思っておりますし、そのことについては、いわゆるその事務の引継ぎにも大きく関わってくるんだなということでありますので、ちょっと今いろんな御意見頂きましたので、そういったことを踏まえながらですね、今後改善に向けた具体的な取組ということで、どのようなことが必要なのかということは、職員と一緒にまた考えていかなければいけないなというふうに、今御意見を頂きまして思いましたので、そういったことでまずは御理解頂きたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打切り、日程第3、議案第1号についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第４　議案第２号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第4、議案第2号を議題といたします。

令和8年度今金町一般会計補正予算（第3号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　議案第2号令和8年度今金町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3302万1000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7832万3000円にしようとするものであります。補正の主なものについて歳入より申し上げます。1ページお願いします。

15款道支出金において2871万6000円の追加は、道補助金です。

18款繰入金において63万8000円の追加は、基金繰入金です。

20款諸収入において366万7000円の追加は、雑入です。

次に歳出2ページです。

2款総務費において10万5000円の減額は、総務管理費です。

6款農林水産業費において2991万7000円の追加は、農業費2871万7000円、林業費120万円のそれぞれ追加です。

7款商工費においては320万9000円の追加です。以上補正予算の概要でございます。

今回のこの補正予算案につきましては、5つの案件について、予算の補正をお願いするものであります。まず1つ目が議案第1号で御説明をいたしましたが、町長及び副町長の給料月額の減額支給条例制定に伴って、給料を減額する補正が1点目です。

2 つ目が地域おこし協力隊、事業所派遣型事業の新規実施に伴う追加補正、3 つ目に補助金の不適切事案に関し、観光協会に対する観光事業補助金の返還命令に伴う追加補正、4 点目が畑作物産地生産体制確立強化緊急対策事業の新規実施に伴う追加補正、5 つ目が鳥獣被害防止対策事業の実施要望増に伴う追加補正、以上、5 つの案件について提案するものです。

各案件の詳細については説明を申し上げますけれども、町長及び副町長の給料月額の減額支給に関わる補正予算につきましては、議案第 1 号の提案理由をもって説明させていただきまして、残る 4 つの案件について、まちづくり推進課長及び農林振興課長補佐より、別添の資料に基づきまして、それぞれ説明をさせていただきたいと存じます。御審議頂き議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　（まちづくり推進課長朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長補佐、松浦君。

○農林振興課長補佐（松浦秀明君）　（農林振興課長補佐朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

質疑は、歳出より款ごとに行います。

2 款総務費の質疑を行います。6 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　総務費の質疑を終わります。

6 款農林水産業費の質疑を行います。7 ページから 8 ページです。

岸君。

○６番（岸　徹也君）　7 ページ、ここで資料のほうでいけば、3 ページの部分になるんだと思います。いわゆる病株の抜取りの部分に対しての話になります。今回のこの病株抜取り支援、これは毎年実施されている事業です。いわゆる町経由をして、JA、そして生産者へ支援される制度だと、そのように理解をしておるわけです。この事業によって病株率 0.1%未満を維持をする。健全な種馬鈴薯の生産を確保するという意味でも重要な取組だというふうにも認識をしています。町としてこの事業を毎年実施する中で、その年の病株の発生状況、また、抜取りの実施状況、こういったもの。さらには、この事業をやることによっての効果、こういったものを JA とか、関係機関とどのように、いわゆる情報共有をして検証を行っているのかというところを教えていただきたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長、白山君。

○農林振興課長（白山　晋君）　ただいまの岸議員の御質問にお答えいたします。抜取りの実施回数については、JA さんからも御報告頂いてその実施状況は町としても把握しております。その効果についても、その抜取り作業を行うことによって、その率を一定以下の基準に下げている効果があるものというふうにして認識しております。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。

○６番（岸　徹也君）　今、課長から情報共有、そういったものは行っているというよ

うな答弁だったと思います。それではその情報共有、また、検証した結果、これは、例えば次年度の産地維持に向けた取組にどう生かされるんだろうかという部分も、やはり気になるところなわけです。単にこの事業を実施するというだけではなくて、毎年の検証結果というものをこれ積み重ねていく。このことがこの今金男爵のブランドを支える生産基盤の維持、こういったものにつながるんではないかなというふうにも考えるわけです。何かそのお答えがあればお知らせ頂きたい。

○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長、白山君。

○農林振興課長（白山　晋君）　ただいまの御質問にお答えいたします。その事業の効果につきましては、先ほども申し上げましたように一定の効果があるというふうな認識がありますので、今現状で維持していくのが先かというふうに考えています。特にJA さんからの要望なり、どうしてほしいということもございませんので、産地の形成維持っていう点に関しましては、それは JA さんの所管ですするところでございますので、そこは JA さんの御判断にお任せしていきたいというふうに考えております。その上で今後どうしていくかということにつきましては、行政としてどこまで支援が必要かということに関しましては、今後ですね、JA さんとの協議を重ねながら、お互いの情報交換、情報共有を持って協議してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　農林水産業費の質疑を終わります。

7 款商工費の質疑を行います。9 ページです。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　地域おこし協力隊の事業所派遣型事業についてお聞きします。まず初めにですね、受入れ事業所の募集のところに、2 社より申込みがあったが、1 社が審査会を通過というふうに記載されておりますけども、いろいろ多分、審査を受ける段階で、様々な要因によって、1 社になったというふうに理解するところなんですが、その主な要因みたいなところを、もし言えるのであれば、その辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。それはですね、なぜかというと今後この事業が続く中で、チャレンジする事業所がですね、それを参考にし、またチャレンジする。意欲を向上させるようなものにつながればという意味で、それをお聞きしたいと思います。

それともう 1 点ですが、受入れ事業所への交付というところで、その他で、企業支援や住宅改修支援に関わる措置があるというふうに書かれておりますが、これは住宅改修支援というのは、地域おこし協力隊になる方がこちらに来てからの支援という理解でよろしいのか、その辺の確認をさせてください。

そして、最後もう 1 点なんですが、積算根拠の中に 7 か月分というふうにございますけども、これいつからいつまでの 7 か月分かというところの確認をさせてください。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　まず、今回の町内 2 事業者からの応募があった

ということでの説明をさせていただきました。うち1社が今回の審査を通過したということであわせて説明をさせていただきましたけれども、どちらかを選ぶというようなことの趣旨ではなくて、それぞれに、この事業、地域おこし協力隊を派遣するということの必要性が認められる提案であれば、2 事業者にそれぞれ決定の通知を差し上げるという運びになったかと思いますけれども、今回については、うち1社ということでの結果になったということで、まず御理解を頂ければと思います。今回、地域おこし協力隊を派遣するということの適格性が認められたというものにつきましては、具体的にこの事業者さんというものの公表は今現時点では差し控えたいと思いますけれども、事業所から提案頂いた内容につきましては、まず、自社のホームページによる EC サイトを立ち上げたい。これは扱う商品の販路を拡大したいということの思いでございます。あわせて、ふるさと納税の返礼品の需要をもう少し起こしたいということが、今回地域おこし協力隊の派遣を求める主な内容となっておりました。これにつきましては、当該事業者の収益のみならず、全地域にもたらす効果も、相当見込めるだろうということの判断の中で、今回は、適正ということでの判断をさせていただいたところでございます。

また、もう 1 社につきましては、事業の適正、的確性というところもそうですし、この事業を活用するに足る事業所であるかどうかという、そこの適格性も含め、総合的な判断のもと今回は残念ながら不適正ということでの結果となっておりますので、御理解頂ければと思います。

それから、資料にございます、すいません、もしかするとちょっと質問と答弁が飛ぶかもしれませんけども、企業支援、それから住宅改修支援についての御質疑もあったかと思います。これにつきましては、地域おこし協力隊として活動を頂いた後、今は原則 3 年ということでございます。3 年の任期が終了した後に引き続きこの地域に残って起業するなり、引き続き、その事業所でお仕事をされるなり、そういったことになったときにかかる支援ということで、これも特別交付税措置がありますよということの紹介でありますので、その点で御理解を頂ければと思います。

それから、支出根拠の7か月につきましては、今、この予算が議決頂けましたら速やかに隊員の募集を行いたいというふうに思っております。すぐに見つかればよろしいんでしょうけれども、想定としては9月からの着任を予定しておりまして、3月までの7か月分ということでの予算計上ということで御理解頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　商工費の質疑を終わります。

歳出全般について質疑漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で、歳出の質疑を終わります。

次に歳入全般についての質疑を行います。3ページから5ページです。

向井君。

○９番（向井孝一君）　5 ページ、今金町の観光協会に対する返還額が、決まったっていうことでのこの額ですけども、観光協会側はこれを受けて、内部で検討してっていうのは、8 月 30 日までに返還をさせるっていうのは、少し問題があるのかなと。

それとですね、やはり商工会に対して事務委託をして、商工会の職員が起こした事案でもある。商工会に対する責任、そういうものには一切触れていない。このままの状態でこの問題をクローズさせるには非常に無理があるというふうに私は思います。しかも、これを歳入でうたいながら、これ認めてしまったら大変なことになると思うな。議会としても大変な責任があると思うんです。

やはり、観光協会に対しては、なぜこういうことが起きたのか、そして再発防止に対してはどうするのかっていうものも求める必要がある。

それと前回の全員協議会の中で、この部分に対する理事者側の処分については、ソーシャルと同時にっていう言葉がありましたけれども、今回何も出てないので、このことに触れてない。それはもうあわせてね、やはり先ほど言いましたように、商工会に対する道義的責任、商工会の職員が起こした事案、これはやっぱり観光協会としても、あるいは商工会のほうに、弁済の請求をする可能性もないわけではないと思うんですね。観光協会が雇用した職員がやったんであれば分かるけれども、やはりその辺のとらえ方が、非常に少ないし、そして観光協会は、これを例えば町の返還命令が確定した段階で観光協会として解散総会をやるということになっています。観光協会のほうでは解散総会を開催するっていう日程になっていますけども、それらもあわせてね、令和 5 年の 4 月 10 日にこういう内部資料が確認された中でね、もう 3 年以上経過する。私も個人的には何回も質問してきましたし、令和 7 年の第 4 回定例会においては一般質問もさせていただきました。やはり行政として、条例に沿って行動してこなかったっていうのは大変責任が重いと思うんですよ。司法は、何かこの間の話聞くと、あと何日かで異議の申立てがないと裁判決定が成立するっていうお話も頂きましたけれども、司法はあくまでも司法の判断であって、やはり行政のやるべきこと、それに対する責任というものが示されていないという今回の事案に対しては、とても納得できない。その辺の説明も含めてちょっと考え方をお聞きしたい。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今の頂いた、いわゆる事案が発覚してから今まで、この期間がかかったということに関わっての議論といいますか、理事者側の考え方ということはこれまでもお伝えをしてきたとおりでありまして、まず事案のですね、詳細といいましょうか、全容が自分たちの権限であったり、あるいは弁護士事務所を通じながらの事務調査であったり、いうところの中では十分な詳細把握ができなかったということがまず 1 つあります。であるがゆえに、より強固な権限を持つ捜査機関のほうにということで、そこの力を借りるということで、いわゆる告発に至って、刑事事件化をして先般結審をしたということであります。その結果を踏まえて、改めて今回内容の精査をさせていただいているということでありますので、決していわゆる町行政とし

ての責任を放棄したということではなくて、より明確な根拠を持った中で今回の事案に当たっていきたいということのあらわれでありますので、そこのところはこれまでも申し上げてきたとおりでありますので、御理解をお願いをするしかないのかなというところであります。

それから、観光協会と商工会の関わりでありますけれども、観光協会の事務については、商工会が委託を受けるということについては、これは契約事項ということで伺っておりますので、明確であります。それがゆえに、観光協会の、いわゆる事務を商工会の事務局長が担っていたということが、そのことを根拠にして行われているということであります。このたびの事案についてはですね、商工会は、いわゆるその契約事項に基づいて、観光協会に関わってのそういった不正の部分っていうんですかね、不正行為があった部分については、責任を負って、この後対処していくということの基本的な契約になっているようでありますから、それに基づいて、今取組が行われているだろうし、今後においても、そのことに基づいて行われていくという判断といいましょうか、そういう認識を持っております。

今、私たちが返還命令かけるに際して、直接商工会というところは実は出てこないというのはなぜかということですけれども、これはあくまでも、補助対象事業者は観光協会だということでありますから、まずはそこについて返還命令をかけていくということです。その後の取り扱いについては先ほど申し上げましたとおり、委託契約に基づいて、商工会のほうもそういったような対応をしていくということになりますので、これは規則上ですね、そういうような取扱いになるということで御理解頂きたいと思います。

それから 8 月 31 日まで期限を持っております。これについては、正直少し酷ではないのかというところかと思いますけれども、期限をある程度定めなければですね、返還命令の額を確定ができないということもありますので、かつ、いつまででもないということであります。ですので、今は 8 月 31 日ということの期限を持たせていただいて、この後、取組をですね、進めていただけるような働きかけをしていくということになります。

それから、再発防止含めてですけれども、これ伺った話です。もう既に、例えば定期の監査の回数を増やすですとか、あるいは複数の目で経理決算を行うですとか、いうことの対策は、とっているというふうな情報は頂いておりますし、町のほうもですね、事務検査のやり方であったり、それから、実績報告の段階で、どういったようなその確認方法が必要であるかというようなことについては、引き続き検証していかなければいけないなという思いは、先般の全員協議会でもお話をさせていただいたところであります。ただ少し難しいのが、少しそういった確認行為ですとか、点検行為を多くすることによって、いわゆる補助対象の皆さんが少し事務が煩雑になったりですとか、いうことがあるわけです。一方では、もう少し使いやすくしてくれというようなお話もあったりしますので、かつ、行うことで余りにも過度にですね、これ行政サイドもそうですけれども、補助事業者サイドも、少し過度に事務が煩雑になって、そ

のことで効率性が損なわれたとか、いうことがあってもいけませんので、そういったようなところの見合いも含めながら、少しまた検証させていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　理解に苦しむような答弁だったんですけれども、それと同時にね、弁護士料金が１つも触れてないけども、それはどういう処理をしようとしてるのか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　このことも以前からお話ししておりますが、しかるべきときにしかるべき団体にということで、当初は事案が本当に明らかになっておりませんでした。どういった関与があるのかですとか、それからどういった内容のことが、いわゆる、その不適性なのかというようなことも含めてですけど、明らかになっていませんでしたので、まずは町がそのことの対応をして、全容を解明をしてということの取組が必要だろうという判断の中で、町費をお願いをした経過でありますけれども、今、いわゆる告発に至って、それから、公判が終わってですね、ある程度の関係性の整理ができてきたというふうに考えておりますから、これについてはしっかりと請求してまいるということであります。その詳細については、また改めてですね、今回は議案も出ておりませんので、整理がつき次第、また皆さんのほうにも御報告をする機会があると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。

　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　まず今回のこの雑入ですね、5 ページです。関連して、今回のこの補正予算に観光協会運営補助金の返還金として、306 万が計上されているということです。まず申し上げたいのが、補助金について不適切な執行が確認された場合、その場合は適正な処理を行うため、返還を求める。そのことは必要な対応であると私は考えております。その上で、今回のこの 306 万という返還額については、町の調査によって、算定されたということです。

　具体的にどのような調査を行い、どのような基準に基づいて返還対象額を算定をしたのか、先ほどの説明の繰り返しの部分もあるかもしれませんが、何度でも繰り返していただきたい。改めてお答えいただきたいと思います。

　また、この 306 万に対して、現時点で町として確定した返還額という認識でよいのかというところも伺いたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君の質疑に対し、理事者の答弁を留保し、11 時 20 分まで休憩といたします。

休憩　午前１１時０５分
開議　午前１１時２０分

○議長（芳賀芳夫君）　休憩を解き会議を再開いたします。休憩前、岸徹也君の質疑に対し、答弁を留保しておりましたので、理事者の答弁を求めます。

まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　前段説明をさせていただきました内容と繰り返しの答弁になろうかと思いますが、これまでの検査、それから、調査結果の内容を改めて精査をし、加えて支出を証する書類等の内容を精査、確認をした結果、今回資料で提出をしております、支出については、この資料にあります、適否の判断根拠を持って判断したものでございます。今回提出させていただいたものが町としての確定といいますか、根拠ということでお示しをさせていただいておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　分かりました。ただいまの答弁で、いわゆる関係資料を確認をして算定をしているということです。もう少し具体的に確認いたします。今回の調査について、補助対象となった事業全体について確認を行ったのか、また、確認に当たっては、観光協会から提出された実績報告書だけではなくて、いわゆる領収書や契約書、支出の根拠となるような資料まで確認した上で、その上で算定をされたものなのかを伺いたいと思います。補助金というのはこの町民の貴重な財源であります。今回の返還額について、後から金額の修正とか、追加の返還、こういったことが発生することがないように、確認の範囲について伺いたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　今回の調査の対象の範囲についての御質問かと思います。補助対象事業を全般についてを対象としたものでございます。これも先ほどの説明と繰り返しになるかと思いますけれども、今回、改めて精査をさせていただいたものにつきましては、事業とすれば補助対象事業全てについてでありますけれども、令和５年４月の時点で疑義が生じた支出に対して、加えて、北海道商工会連合会等の内部調査で新たに生じた疑義点について、疑義にかかる支出についてが、今回、改めて精査をさせていただいた対象の支出ということで御理解頂ければと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　分かりました。今回議会としてこの補正予算というのを審議をすることになるわけなんですけれども、議会としても、町民から見れば、なぜこの時点で、今の時点で306万という判断になったのか、本当にこの金額で間違いないのかという点についても、我々も説明責任を負うことになるわけです。今回の306万については、町として必要な調査及び確認を得た上で算定した確定額ということであり、今後新たな事実が判明し、追加の返還や金額変更が発生する可能性はない。そういう理解でいいのか、まず伺いたいというふうに思います。

また、今回の事案を踏まえて、今後、補助金交付団体に対する確認体制について、どのような改善を図っていく考えなのかもこれも改めて伺いたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　今回資料でお示しいたしました、不適と認めたものについては、これは町として判断をさせていただいたものでありますので、これにかわるものはないというふうに理解をしております。返還命令額につきましては、これは、直接その支出に対する疑義が生じたものを返還を求めますし、加えてそれに係る違約加算というものがかかってきますので、これは違約加算金の、今は 8 月 31 日に納期限をということでの設定で積算した数字になっておりますけれども、これが、もし納付金が前後するようなことがあれば、返還命令額自体は多少の増減はあるものというふうに御理解頂ければというふうに思います。以上です。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　後段の、これも先ほど質問ありました。再発防止に関わるようなところかなというふうに思いますけれども、この件が発生した段階で、改めて補助団体全てに対して、通知を発出をしておりますけれども、それは改めてですね、会計、経理事務を的確に適正に行ってくださいということです。これについては、具体的な事例はこちらのほうから示しておりません。それぞれ団体のいろんな条件といいましょうか、性格もあったりしますでしょうから、それに応じてということの、まずは事務の文書の発送をしておりますし、以来、交付申請があって、交付決定をする段階でも、同じような依頼といいましょうか、注意喚起をしてきた経過があります。

　それから、今回公判が結審をした段階でも、改めてその今回の事案については結審をしたという事実を伝えつつ、そのことを踏まえた会計管理、これについてもお願いするということで、改めて公文書を発送しております。この後きっと問題となってくるのは、具体的にどういうような改善をするんだというところだというふうに思います。これについては、今現地調査の仕方もですね、役場内部の中で、以前とは違って、少し厳格に取り組むようなことを内部通達をしております。これは金額の多寡に問わずということで、今やらせていただいてますので、その延長線上の中で、各団体のほうにも注意喚起をしていくということになるのかなというふうに思いますし、特に今回、この事案の当事者となった団体については、さらにその辺りについて、今回の観光協会について返還命令をかけさせていただきますけれども、その段階においてもですね、少しまた、今後どういった対応が必要ということを、お互いに共通認識できるように持っていかなければいけないなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　4 回目です。簡潔にお願いします。

○６番（岸　徹也君）　今回のこの返還という部分について、適正な補助金執行を確保するというために私は必要な対応であるというふうにも考えてもおります。一方で、議会として議決する以上、返還額の根拠、また、確認の過程について、十分把握しておく必要もこれは同時にあるわけです。今回の事案を 1 つ教訓として、補助金交付における確認体制の強化、そして町民から信頼される行政運営を求めてこの質疑は終わりたいと思いますけれども、最後、ぜひ町長から一言、何かあればお願いをしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。
○町長（中島光弘君）　皆さんから御意見を頂いております。この間も議員の皆さんの全員協議会の中で、まずはですね、ここまで少し長引いたというか、かかったということは事実でありますので、都度都度ですね、御指摘を頂いたということも受け止めたいというふうに思います。今回につきましては、行政の中で再精査をしたもので、一定の返還金を求める返還命令までということで、今回事務を進めさせていただきました。皆さんの御意見もですね、やはり同じような事例が起きないためのしっかりとした体制を組んでくれというのが１番だというふうに思っております。今回はですね、大切な町民の皆さんの税金の補助金であります。この補助金なり、交付金というものが、それぞれの団体が活動する中でですね、町のためにであったり、それからいろんな分野での活動をしっかりしていきたいというための資金でありますから、これはもう適正に使われるのが当たり前の話であります。

また、それをしっかり支出をして監督をするというのも行政の役割ということは間違いありません。行政としては一定の判断というものをですね、告発という形でスタートさせていただきました。審議が終わる過程でここまでかかったというのも事実ですし、もう少し早くというのは私自身も思っておりましたし、それから、審議の過程でですね、全部をなかなか言えなかったというのも事実で、この間も謝りましたけれども、結審した以後はですね、いろんな話を情報提供できるものについては、させていただいております。

今日の減給条例もしかりでありますけれども、これは役場全体として受け止めようということで取り組ませていただいてます。管理職はもちろんでありますけれども、職員がですね、やっぱりプライドを持ってしっかり今金町のためにということで仕事できるというのが１番でありますし、改めてその体制をしっかりとれるように、３役はもちろんでありますけれども、課長職を中心にですね、推進をしてまいりたいというふうに思います。先ほど向井議員のほうからこちらの責任はどうなんだというお話がありました。これも議会の皆さんからいろんな御意見を頂きました。それは間違いなくと思っておりますが、タイミングを間違うと、やはりこれで幕を引いたというか、終わりということかという解釈もあるぞという御指導も頂いたりもしましたので、実際の話ですね、これからソーシャルも、民事裁判というのが出てくるということも想定をされます。そのこともまた情報提供させていただきたいというふうに思います。

あわせてですね、今回少しいびつだったのは、今金町長がソーシャルの会長をしてるということで、少し分かりづらいことになっております。で、私としては、これからですね、首長が１団体のトップに入るということは認めないというか、そうしないでいこうというふうに思っております。やはり、首長というのは町のトップですから、組織の違うほうのトップになってしまうとですね、言うほうも受けるほうも同じ人っていうふうに、紛らわしいというのは間違いなくあることでありますので、よっぽどの事情がない限りですね、そこの町のトップが１団体の組織のトップになるというような事例はですね、今後ないようにということで、私のほうでもそう思っております。

それぞれの立場でですね、それぞれたくさんの御意見をこの間頂いております。全てが私は否定するものでありません。私たちも反省をする面もあるというふうに思っておりますけれども、1 番は補助金そのものはですね、間違った使い方をすれば返却ということはありますけど、本来は、まちづくり、人づくり等々のためにですね、いろんな形で団体の皆さんが工夫をして努力をしてもらうということであります。現にこの観光協会も今までですね、ほとんどボランティアの皆さんが動いてくれています。事業として目にしていることもたくさんあります。ただ、事務手続がやっぱり不適正だということになると、やっぱり認められないというのは、事実であります。このことをですね、きちんと受け止めて、今後の行政を推進してまいりたいと思いますし、このことについては、またいろんな場面で御相談をしたりだとか、いろんなことがあるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上であります。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　まず冒頭にですね、私はこの返還命令そのものに反対するという立場から質問するものではありません。返還命令という行政判断を議会として審査する以上、その判断過程が議会、交付団体、住民に説明できる状態になっているかを確認したい趣旨で質問いたしたいと思います。

全員協議会の場でもですね、もう少し整理をしていただかないと判断に困るというふうに私も述べていて、職員の方、また、理事者がですね、整理していただいたということはまず感謝をいたしたいと思います。その中で確認したい事項が 2 点ほどありまして、まず 1 点目、資料にはですね、支出内容に照らし妥当性はない、整合性がない、精査が必要などの判断結果が示されております。しかし、判断に至った事実認定、証拠、判断基準は読み取ることはできません。どの証拠を確認し、どのような事実を認定し、その結論に至ったかを伺いたいと思います。

また、資料にあります、現地調査結果の段階で精査が必要だというような、先ほどおっしゃったことが書かれていますが、それが確定した時期は、町として判断された時期というのはいつなのかということをあわせて伺いたいと思います。

そして 2 点目であります。違約加算金についてであります。交付団体側の行為による期間と行政の調査、判断、手続期間をどのように整理されたのか、また、行政判断の遅れによる負担増はないと判断した根拠、町自身の審査、額の確定、自己確認をどのように検証したのかも伺いたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　1 点目の議員から御指摘のどのような資料をもってこの適否の根拠を持ったかということの御質問につきましては、これも先ほども答弁をさせていただきましたけれども、支出を証する書類、あるいは契約書等の、これは補助事業者側に残っている書類を改めて精査、確認をさせていただき、判断をしたということになります。例えば、支出内容に照らし、支出先の妥当はないという適

否の根拠につきましては、その支出の内容からその支出先の妥当性について、これは疑義が生じており、そこについては、町としては的確な支出先ではないという判断をさせていただいたというものが、ここでいう支出先の妥当性はないというような表現になっております。架空請求が認められるものについては、これは支出を証する書類が存在をしていないですとか、そういったもので判断をさせていただいたということで、繰り返しになりますが、改めて支出を証する書類、領収書ですとか、それから契約書、請求書等の書類を改めて確認をし、判断した結果ということで御理解を頂ければというふうに思います。

この判断を行った期日についてでありますけれども、これは改めてこの返還命令をかけるに当たって、精査をさせていただいたというのが直近であります。今、具体的にいつ判定結果を持ったかということについては、ちょっと具体的な日時はあれですけれども、これも先ほど説明しましたけれども、事の発端、今回改めて精査をするということの発端については、司法の判断によって、起訴猶予による不起訴処分ということの判断がなされたことを受けてから再精査を行ったということで御理解を頂ければというふうに思います。

それから違約加算金についてでありますけれども、これは既に補助事業者側には、あらかじめ具体的なその返還命令のタイミングについてはお知らせはしておりませんけれども、この間も、まずはその司法の判断が出た上で、改めて行政としてどのような判断をするかということ、そのタイミングをもって返還命令が生ずるということの共通認識は、補助事業者も持っておりますので、その点で御理解頂ければというふうに思いますし、返還命令を発出するということの行政側の事務のタイミング、これはそのことによって、確かに違約加算金の金額に変動が生ずるものではありますけれども、そこの判断が遅れたから、補助事業者に不利益を被るというようなことの認識ではないかなというふうに受け止めております。精査の結果、この時期になったということで補助事業者においても御理解を頂かなければならないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。まず１点目の質問の再質問したいと思いますけども、書類を再度確認し、その根拠に至ったということでありますけども、それがどの補助金交付規則に抵触していたのかとかですね、様々な資料があると思いますが、どの証拠を用いて、どういう基準でそこの判断に至るに足りるものとなったのかというところに関しては、領収書やそのほかの書類というような感じでありましたけども、その辺っていうのがある程度こう記載されていないとですね、ただ、妥当性はないというところも、その判断基準として行政側が言ってるだけかもしれないというような、これは議会側もそうですし、交付団体もそうですし、住民側もそういうふうに誤解されかねないんではないかというふうに思うんですが、その辺の認識をまず伺いたいと。

もう１つ、２つ目の質問でありますが、違約加算金の話でありますけども、これも早く、もしですよ、その判断が、行政判断として、司法を待たずしてできるわけです。

行政判断というのは。それなのに司法の判断を待つということもありますし、そういうことも踏まえた中で、果たして加算金の妥当性というところは担保されているのかどうか、その辺がちょっとまだ理解に足りませんのでその辺の説明を再度よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　前段、御質疑がありました、補助金等交付規則のどの根拠をもってこれを否としたのかっていうことに対する明確なその提示ということの御質問かと思いますけども、先般の全員協議会で、それぞれ補助金交付規則第 17 条第 1 項の各号に掲げる事項にそれぞれ抵触するものが、これだけの金額がありますということの整理したものはお出しをさせていただいております。これが、交付規則に抵触をする支出が認められたものが、具体的にこういう内容であるよということの整理したものでありますので、そこで御理解頂ければと思います。今回提出をいたしました資料の、例えば個別、これが例えばこれに抵触するですとか、というような表現は行っておりませんし、具体的に支出先の妥当性、どのような妥当性がないんだということを少し詳細情報をここで開示することによって、例えば事業者の特定に至ってしまうということの懸念も考えられるかというふうに思いますので、ここは今、行政として、情報開示できうる範囲での提供ということで御理解を頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　後段の加算金の考え方、妥当性でありますけれども、先ほど資料説明の中で担当課長からもありましたが、令和 5 年の 4 月にこのことが、町の担当課の現地調査の中で発覚をして、そのあと、いわゆる観光協会内部、それから、その事務を受託している商工会の上部機関であるところの北海道商工会連合会、ここの内部調査で疑義点が明らかになったという経過から始まっておりますけれども、その段階においても、果たしてその内部調査の妥当性がその段階で全て確定できるかということが先ほど来申し上げておりますが、いろんな関与ですとか、それから、多岐にわたりましたので、事案の複雑性からですね、なかなか推しはかることができないということで、まずありました。その中で、関係団体、観光協会含めてですけれども、協議をする中で、このことについては少し詳しいですね、さらなる調査をし、その経過をお互いに共有をした中で、最終的には刑事事件に発展をしたということでありますので、刑事事件の、いわゆる結審、これの判断をもって返還に向けていきますということのお互いの認識については、共有されたというふうに思っておりますので、確かに期間が長くなれば、その分違約加算金がかかることは、そういうことなんですけれども、その辺りの共有はできていたのかなというふうに思っております。

それから、ちょっと話題ずれるかもしれませんが、1 番大事なのは、以前に全額返還みたいなお話も頂いた経過もありますけれども、当初からでありますけれども、やはりしっかりと、本来の目的に沿った事業ということもやられていた経過があるわけです。ちょうどこの期間、今問題になってる期間というのはコロナの時期でもありま

したけども、代替えの事業として花火大会が行われたり、あるいは、町民登山が行われたり、あるいは、そのいいとこ写真コンテストですとか、それに基づいた絵はがきがつくられたりといったような、実践につながったものもあるわけです。これについては、本当に善意のボランティアの皆さん、多くの皆さんの協力があって成り立ってる事業でありますので、一部の不正が全てに及ぶということについては、これは避けなければいけないということは、私たちのほうも念頭にあったことも事実でありますし、それから当然、観光協会の本体のほうもですね、ぜひそうであれば、そういうような思いをくんで頂きたいということもあったんだというふうに認識をしております。その上で先ほど担当課長から説明をこれまでしてきてるとおりの内容の精査をして、今回の返還命令額の確定に至ってるということでありますので、その辺りのこともぜひですね、御理解を頂けたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　さっき私冒頭でも言いましたけども、基本的に私の今回の質疑は、審査の話の中で、議会、交付団体、住民が理解できる状態であるかを確認するものであるということを言いました。そういうふうに考えますと、先ほど課長のほうから答弁ありましたけども、前回の全員協議会の場で交付規則に該当するものっていうところでいきますと、紐づいておりません。今回の資料と。っていうところもあります。その中で議会も、それをどれとひもづかせてこのところに該当するのかというところまでは、ここでは、申し訳ありませんが、分からない。住民ならなおさらです。そう考えますと、これで、今回の交付団体に対しても、このような状態で返還してくださいというものが、通るのかどうか、私はちょっと不思議だなというか、理解に若干苦しむところはあるということであります。

　またですね、加算金の話でありますけども、副町長のおっしゃるところも理解するところではありますが、やはり、司法は司法の判断だと、今回の司法の判断の金額だけでいくと 19 万なにがしだった。それも起訴猶予というところであったというふうに理解しますが、今回の全体の金額は約 200 万円の返還の額になると、ということはその過程の中で、約 180 万円は行政判断として、ある程度確定されていたのではないかというふうな考え方ができるんでありますが、司法を待たずしてその分は返還請求かけれたかもしれないと。その後司法の分を待って、その分もできたかもしれないというところを考えますと、果たしてこの算定根拠というか、その加算金の考え方っていうのは、妥当性があるのかどうかというところにちょっと疑問はまだ拭えてないところもありますので、もう一度その辺の説明を 3 回目でありますが、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　前回出してる資料と今回の資料との紐づけの部分ですけれども、これについては、ちょっと時間頂ければですね、資料として整理できるものでありますので、そういうことでもし許されるのであれば、そういう猶予をお願いできた

らなというふうに思っております。先般の全員協議会のときでもそうでしたけれども、いわゆる行政判断と司法の判断ということでの質問も頂いておりました。これも今までも申し上げているとおり、先ほど来そうですけれども、関係の団体のほうも含めてですね、司法の判断をもって、それを参照しながらといいましょうか、そういうことで最終的な判断をというような意向でやってきた経過があります。

ですので、確かに、今結果だけ見れば、こういうことは事前にできたんじゃないかなということは分かるのでありますけれども、そういう意向を持って進めてきた中でありますので、ここのところは少し議論的には平行線の部分かなというふうにも思ったりもします。

それから、加えてですね、今回観光協会の結審の結果は、起訴猶予ということであります。これも以前説明を差し上げてますけれども、いわゆる法律の中において、こういうケースが考えられる場合については、起訴猶予という処分が下されるということはお話をさせていただいた経過でありますけれども、今回のこの観光協会についての起訴猶予になった考え方といいましょうか、いわゆる検察のほうの考え方というのは示されておりません。多分、総合的な判断の中でということでしか知らされないのかなというふうに思っておりますけども、ただし、告発をした、業務上横領罪、これについては認められるということ、それから、明らかな不正行為があったということも、検察の中で認めつつ、先ほど言いました、総合的な判断の中で起訴猶予ということだというふうに判断をしますので、その結果をもって、改めて今回内容の精査をするに至ったということでありますので、決して物事の流れとしては、どっかでそごあるというふうな認識は私たち持っておりませんので、ぜひそういったことの御理解をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

川上君。

○８番（川上絹子君）　私はこの 4 年度の後半で、観光協会の数字が合わないっていう情報を耳にして、見てたら、今回の提出された書類の中で、12 月もまだその 4 年度の後半の冬のときに、架空請求がまだ出てて、そして、5 年度の時にも 3 月にまた架空請求、プラザの内部改修で 30 万が出てるっていう、その問題が発覚していながら、うわさがありながら、これだけのものが堂々と請求して、疑義のある書類の整理をしてるっていうこと、そして、それをしながら観光協会の中で総会がよく通ってたなと、私はそれ本当にもう腹立たしいっていうか、もう大体 4 年度の 12 月あたりにはもう騒いでたんですよ。おかしいって。それが出てて、だからそんなに温情かけて、観光協会に返還命令してもらうことに対しては、猶予なく、もうきっちりともらっていただきたいと思います。そして、1 人だからやれたのか、誰か黙認する人もいてやれたのか知らないけども、やっぱり大胆不敵っていうか、このやり方自体がやっぱり町として、あんまり穏便にっていう感じの、隠そうとするような感じの中のやり方はやめて、きちっとやるべきだと思います。そして今回この書類を出してもらって本当に明らかによく分かるんですけども、やり方が、架空請求の金額は結構 10 万 20 万と大き

な金額で堂々とやってること自体が、やっぱりこれは観光協会の役員会の体制、全部そこら辺はきっちりと注意して勧告しながら、指導していっていただきたいなと思います。

あと返還命令は当然のことだと思います。もしかして、また出てきたらそのときそのときで対応すればいいし、今回でこれで絶対出てこないんでしょっていう確定の仕方をしないほうがいいかもしれません。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　まず私たちが事実として確認できていないことが、今の質問の中に含まれておりましたので、例えば4年度の後半とか、そういううわさの類いですとか、そういったものについては存じ上げてなくて、それから、このことが、要は明らかになった、先ほど来言ってますけど、令和5年の4月の10日の事務検査で、担当課が行った現地調査の中で、明らかになってきたということの発端でありますから、そこのところはぜひ御理解を頂きたいし、それから、いろいろ関与的な、その後ですね、このことが、事案が発覚してからいろいろと、第三者が関与しているような、いわゆるお話も町なかであったようには伺っておりますけれども、そういったことも含めて、捜査機関のほうに、司法のほうに強力な、いわゆる警察権を持ってやっていただくということの流れになったわけであります。その結果としては、今は当事者本人だけの関与だということの判断でありますから、どこかに私たちが気を使うだとか、そういうことでは一切ありません。それを厳格に行うために、今回もこういう確定に至らせていただきましたので、この結果をもってですね、しっかりと当該団体については、返還命令をしていただくように、それから、いわゆるその団体の中の内部の監査体制ですとか、の部分についても当然として、先ほど来申し上げてますが、注意喚起といいましょうか、改善を求めていくということの姿勢については全くもってぶれておりませんので、ぜひその辺りをですね、御理解を頂きながらというふうに思っております。

今の、先ほど苅屋議員のほうから頂きました資料、口頭でよければ、今整ったということですので、ぜひその配慮も頂けたらというふうに思いまして、川上議員にはぜひそういうようなことで御理解を頂きたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　理事者の答弁を留保し、昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５９分
開議　午後　１時００分

○議長（芳賀芳夫君）　休憩を解き会議を再開いたします。

理事者の答弁を留保しておりますが、追加資料の配布がありますので、暫時休憩いたします。配布をお願いいたします。

休憩　午後　１時００分

開議　午後　１時００分

○議長（芳賀芳夫君）　休憩を解き会議を再開いたします。

理事者の答弁をお願いいたします。

まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　午前中、苅屋議員から御指摘を頂きました、先般の全員協議会での説明資料と今回提出資料との紐づけの部分についての御指摘頂いたところでございます。お時間を頂きまして、改めまして追加の資料ということで提示をさせていただいたところでございます。

御手元の資料の１枚目につきましては、先般の全員協議会で提出をいたしました資料の抜粋でございます。それから２ページ以降につきましては、今回提出した資料と同様のものですけれども、右端に規則第17条第１項各号の規定、この根拠に基づき、判定を行ったということの整理をさせていただいたものとなっております。

１枚目お戻り頂きまして、資料中段にございます、交付の決定の一部を取り消す理由のところで、町補助金等交付規則第17条第１項各号に掲げるものということで第１号から第５号までの記載がされております。この規定に抵触する支出が２ページ以降、それぞれ記載をしているところでございます。例えば、１ページめくっていただきました、令和２年度の支出に係るナンバー1については、支出内容に照らし支出先の妥当性はないという適否の根拠を載せたところでございます。これは規則第17条第１項の第５号に抵触する支出であるということでの表の見方ということで御理解賜ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほか質問ございませんか。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　提出資料について１点だけ質疑させていただきます。短い時間で早急に対応していただきありがとうございます。その中でですね、これで１つの判断材料としては理解できるところでありますが、先ほどの質疑の中でも言っていましたが、やはりここの根拠についてはやはりこの結果論というところで、私が知りたかったのは、やはりその判断経過でありました。例えば、それを判断するに当たって、チェック項目が複数あったとしてそのうちの何点かが該当するので、根拠にありますように、支出内容に照らし、支出の妥当性はないという判断を行ったっていうような経過を、私は知りたかったなというふうに思います。

現段階でそのようなことはちょっと判断がつかないところもありますけども、規則の中でもそういうことも特にうたっていないということも理解するところでありますし、そういうことが、今後考える上で、再発防止の観点からも１つ材料となるのかなというふうに思っておりますが、その辺のチェック項目などの考え方っていうものはどのようなところがあったのか、１点だけお知らせ頂きたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。まず今回、当該補助金に係

る支出の疑義のあるものについての再精査については、それぞれ個々の支出に対して、よりその具体的な判断プロセスと申しますか、これは明らかにするとなりますと、一部、これはそこに関わる方々に不利益を被るおそれもある情報が含まれるということもございますので、情報の開示とすれば、今回お示しをさせていただいたところにとどまるのかというふうに受け止めております。

それから、個別チェック項目といいますか、そういう判断根拠を持ち合わせているかということの御質問に対しましては、その具体的なチェック項目を持ち合わせて判断はしておりません。そこは、様々な書類等の確認をしながら、総合的に判断といいますか、させていただいた結果ということでございますので、そういうようなプロセスで、今回につきましては判断をさせていただいたということで御理解を賜ればと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

内ヶ島君。

○５番（内ヶ島祐一君）　資料の 2 ページですね、この中で令和 5 年 4 月 10 日現地検査を実施、疑義事項が認められたということになってますけども、今回出てきた金額も、この疑義事項と類似した検査っていうことの理解でよろしいでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　令和 5 年 4 月に実施された現地調査で資料に記載のとおりの疑義が生じているところです。改めて、この疑義の生じている支出に対して精査をさせていただいたということで、その精査方法についてはこれまでも答弁差し上げてますけれども、関係の書類等の確認をさせていただき、精査をさせていただきたいということで御理解頂ければと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　内ヶ島君。

○５番（内ヶ島祐一君）　私の質問は、今回出ました資料ですね、3 ページからの資料でこの項目と同じ検査っていう理解でよろしいでしょうか、という質問なんですけども。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　ちょっと的確なお答えになるかどうかあれなんですけども、今回 3 ページ以降の資料でお示ししておりますのは、令和 5 年 4 月の現地検査で生じた疑義のある支出、それから、北海道の商工会連合会による内部調査によって新たに発覚した疑義のある支出がこの 3 ページ以降に羅列されたものでございます。改めてその内容について、関係書類をもとに確認、調査をした結果がここであるその丸であるですとか、バツであるですとかっていうような、今回判定結果を持たせていただいたということで御理解賜ればと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　内ヶ島君。

○５番（内ヶ島祐一君）　それでは疑義があった部分があったということで検査しましたけども、ただその中で私が全員協議会の中で申し上げてるとおり、補助金交付規則ですか、それにのっとって判断してくださいっていうことで、その中で司法の判断を

待ってっていう話なんですけども、司法の判断というのは今、全員協議会の中で、毎度言ってるんでちょっと申し訳ないんですけども、司法の判断ってのは個人ですよね。ただ、補助金というのは、それぞれの団体に出しているもんであって、そこら辺がちょっといまだに私は理解できないですけども、そこら辺もう一度ちょっと説明お願いしたいんですけどもよろしいでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　司法の判断で私たちがよりどころにしたのは、確かに結果的に量刑を受ける人間は、今回、当事者１人ということなんですけれども、その方についてのいわゆる量刑は判断として出ました。その量刑を決定していく過程の中で、いわゆる補助金をどのように使ったか、いわゆる適正に使ったのか、不正に使ったのかということがあって初めてそこの量刑に至るわけですから、量刑に至った判断がいかがであるかということを、私たちのいわゆる判断材料にしようということで今まで進んできたわけです。

　観光協会に関して言うと、明らかに明確なのはいわゆるその業務上横領罪で、私達が告発した内容、金額で 17 万なにがしですね。それはもう明らかに事実はあったと。そのほかに不正使用があったということは、検察の判断の中で行われているんだけれども、先ほど言いました、起訴猶予という処分なもんですから、その内容については明らかにされなかった。ただし、不正活用があったということの事実は認定されてるわけだから、それをもって改めて今回の再精査をさせていただいたということですので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

　以上で歳入の質疑を終わります。

　質疑を打ち切り、討論を行います。

　向井君。

　賛成ですか、反対ですか。

○９番（向井孝一君）　反対。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

　岸君。反対ですか、賛成ですか。

○６番（岸　徹也君）　賛成。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　反対。

○議長（芳賀芳夫君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　返還命令そのものについては反対するわけではありませんけれども、積み上げた数字については、非常に疑義が残る部分というのがある。

　それと、前段でも私申し上げましたが、やはり、再発防止のための付帯意見をつくる。あるいは商工会が委託された事務職員のことであって、やはりその辺の流れも商工会の責任というのはあると思うので、その辺も、ゼロになってるので、私は納得いかないということで反対します。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。
○６番（岸　徹也君）　議案第２号令和８年度今金町一般会計補正予算について賛成の立場から討論をいたします。今回の補正予算には、観光協会に対する補助金返還金306万円が計上されております。補助金は町民の貴重な税金を財源としており、交付された補助金について、適正な執行がなされていない部分が確認された場合、返還を求めることは当然の対応であります。今回の質疑において、返還額 306 万円については、町が関係資料等を確認し、補助対象経費を精査した上で算定したものであることを確認をいたしました。

また、今後同様の事案を発生させないため、補助金交付時や、実績確認時の体制についても改善を図る考えが示されました。今回の対応は、単に返還を受けることだけが目的ではなく、補助金制度に対する町民の信頼を確保するための重要な対応であると考えます。

一方で行政には今回の事案を１つの教訓として、補助金交付団体への確認体制をより強化し、適正な事務執行を徹底していただくことを強く求めます。以上の理由から、本議案については、適切な対応であると判断をし、賛成討論といたします。
○議長（芳賀芳夫君）　次、苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　私は、返還命令そのものを否定するものではありません。しかし、本日の質疑を通じても、どの証拠に基づき、どのような事実を認定し、どの基準で妥当性がない、整合性がないなどと判断したのか、議員の１人として十分理解できる説明は得られませんでした。返還命令は行政内部だけで完結するものではなく、交付団体、議会、住民へ説明できる状態であることが必要です。説明責任が十分に果たされたとは言えないため、現時点では、本議案に反対します。

ただし、行政判断が整理され、説明可能な状態が整えば、返還命令そのものを否定する考えではありません。以上です。
○議長（芳賀芳夫君）　そのほかありませんか。

討論を終わります。

討論を打切り、日程第４、議案第２号についての採決を行います。

御異議がありますので、起立採決といたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芳賀芳夫君）　起立多数であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。

これをもって、令和８年第５回今金町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会　午後　１時１７分